

令和7年度むつ市子ども・子育て会議 会議録

令和8年3月11日(水) 午後6時
むつ市役所 大会議室 A

出席者	<p><input type="checkbox"/>出席 松尾委員、福山委員、櫻井委員、杉山委員、福嶋委員、田中委員、菊池委員、小川委員、三國谷委員、佐藤委員、新川委員、竹本委員、佐藤委員、法量委員、中村委員、天間委員、小林委員（17名）</p> <p><input type="checkbox"/>欠席 山本委員、金澤委員</p> <p><input type="checkbox"/>事務局 【こどもみらい部】 菅原部長、吉田次長 【こども家庭課】 荒木課長、川村主幹、大熊主査、柳谷主任 【子育て支援課】 辻課長、坂本総括主幹、橋本主幹、田村主幹 【キッズパーク】 土岐所長 斗南コンサルティング合同会社 赤松氏</p>
配付資料	<p><input type="checkbox"/>事前配布資料 資料1-1 こども計画策定に関するアンケート調査集計報告書 資料1-2 こども計画策定に関するアンケート調査自由回答の意見について 資料2 こども計画策定関連資料、資料3 保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について 資料4 むつ市子ども誰でも通園制度に係る代用計画について 資料5 こども誰でも通園制度に係る確認について</p> <p><input type="checkbox"/>当日配付資料 ・次第 ・令和8年度就学前教育保育施設整備交付金エントリーシート</p>
議題	<p>案件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. むつ市子ども計画にかかるアンケート調査集計報告 <ol style="list-style-type: none"> (1)こどもの生活実態調査について (2)こども・若者の意識・生活調査について 2. むつ市子ども計画における市の課題及び施策の体系 3. 保育提供体制の確保のための実施計画及び整備計画について 4. むつ市子ども誰でも通園制度に係る代用計画について 5. こども誰でも通園制度に係る確認について 6. その他

【開 会】 司 会	<p>開会に先立ち資料の確認をさせていただきます。皆様に既に郵送でお配りしている資料は、資料1-1「こども計画策定に関するアンケート調査集計報告書」、資料1-2「こども計画策定に関するアンケート調査自由回答の意見について」、資料2「こども計画策定関連資料」、資料3「保育提供体制の確保のための実施計画および整備計画について」、資料4「むつ市こども誰でも通園制度に係る代用計画について」、資料5「こども誰でも通園制度に係る確認について」です。また、本日皆様にお配りしている資料は、「次第」及び「令和8年度就学前教育保育施設整備交付金エントリーシート」となります。会議資料のお手元がない方がありましたら、事務局にお知らせください。</p> <p>皆さんお揃いとなりましたので、始めさせていただきます。ただいまより令和7年度第3回むつ市こども・子育て会議を開催します。初めに、前回の会議以降に新しく委員となられた方をご紹介させていただきたいと思います。青森県弁護士会より小林聖委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、山本委員、金澤委員がご欠席となっておりますが、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、こども・子育て会議条例第7条第3項により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、本日は、前回の会議に引き続き、こども計画策定業務を委託しております斗南コンサルティング合同会社赤松様にも出席いただいております。</p> <p>それでは、本会議は会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
【案件1】 中村会長	<p>皆さんこんばんは。よろしくお願いいたします。今回はたくさん案件がありますので、いろいろなご意見があるかと思います。皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。案件1「こども計画に係るアンケート調査集計報告について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>子育て支援課の橋本です。よろしくお願いいたします。それでは、むつ市こども計画に係るアンケート調査の集計報告についてご説明させていただきます。今回、実施した「こども」「保護者」、そして「こども・若者」のアンケート調査については、前回の会議で皆様からいただいたご意見をもとに調査票を修正後、12月の後半から実施いたしました。説明は委託事業者の斗南コンサルティング合同会社の赤松様より願います。</p>
(斗南コンサル) 赤松氏	<p>斗南コンサルティング合同会社の赤松と申します。よろしくお願いいたします。お配りしたアンケート調査集計報告書についてご説明させていただきます。内容が大変多いため、掻い摘まんでご説明いたします。</p> <p>まずは、1ページ調査概要をご覧ください。今回の調査は、むつ市在住の小学5年生、中学2年生のこどもとその保護者、15歳から39歳までのこども・若者に調査</p>

を実施しました。

期間は令和7年12月24日から令和8年1月19日、調査方法は、調査票を郵送配布し、Webフォーム、または郵送にて回答していただきました。

回収状況は、こども調査は、配布数701件に対して、回収数が212件、回収率30.2%、保護者調査は配布数701件に対して、回収数264件、回収率は37.7%、こども・若者調査は、配布数1,000件に対して回収数が308件、回収率30.8%でした。ホームページで公開している他市の回収状況もお伝えすると、K市のこども調査の回収率は33.3%、保護者調査は36.6%、こども・若者調査は21.1%となっています。続いてM市ですが、こども調査の回収率は85%、保護者調査は85.9%と非常に高くなっていますが、理由としては、学校を通じて配布、回収を行っているためと考えられます。こども・若者調査については、22.8%でむつ市と同様に調査票を郵送配布し、郵送とWebの併用での回答となっております。他の自治体でも一般的に調査の回答率は低い傾向にあり、こうした傾向を踏まえると、むつ市での回収率も他の自治体の状況と同様に低めにとどまることは珍しくはなく、むしろ平均値以上であると評価しております。

今回のアンケートの統計的な信頼度ですが、一般的に回答数が100件を超えると、傾向が安定して見やすく、200件を超えると対象全体の平均を把握するには十分な水準とされています。今回は、こども調査、保護者調査ともに、回答数200件を超えているため、統計的にも一定の信頼性があると判断しています。また、300件を超えるこども・若者調査では、結果の安定性がさらに高まり、より確かな傾向として説明できる水準となっております。以上により、傾向把握という目的のもとでは、一定の有効性があると評価しています。

2ページをご覧ください。本調査では、こども調査と保護者調査を紐付けながら、世帯を困窮家庭・周辺家庭・一般家庭の3つに分類しました。世帯収入だけで分類するのではなく、①所得の状況、②家計の逼迫具合、③こどもの体験や所有物の欠如といった3つの判断要素から二つ以上に該当する世帯を困窮家庭、いずれか一つの要素に該当する世帯を周辺家庭、いずれの要素にも該当しない世帯を一般家庭としました。

有効回答から、親子で紐づけできた世帯は198件で、そのうち、困窮家庭が28件、周辺家庭65件、一般家庭が79件、無回答等が26件でした。調査結果では可能な限り、生活困難度別の結果についても表示しております。なお、結果の数値の参考として他市の公開されている同様の調査結果も比較しながら紹介いたします。

3ページ問1で回答者の学年を聞いております。小学5年生が46.7%、中学2年生が52.4%となります。

14ページ問8で、どの程度まで進学したいかを聞いております。「大学・大学院」までが35.8%、次いで、「高校」までが27.8%となっています。参考として、K市は「大学」までが37.1%、「高校」までが20.5%。M市は大学が39%、次いで、高校が23.1%でした。生活困難度別では、困窮家庭では、「高校」までが最も割合が高く、周辺家庭と一般家庭では、「大学、大学院」までが最も高くなっております。

15ページ問9において、就学希望の回答があった方に対して、その理由を聞いて

おります。「希望する学校や職業があるから」が47.6%、次いで、「特に理由はない」が29.2%の順となっております。

17ページの間10で将来の夢について聞いています。「ある」が66.5%、「ない」18.9%となっております。参考にM市は「ある」が74.6%、「ない」が24.1%でした。生活困難度別に見ますと、困窮家庭では夢が「ない」が32.1%と他の家庭と比べて高くなっております。

問11で、夢が「ない」と答えた方にその理由を聞いております。「何も思い浮かばない」が60%と高く、続いて「やりたいことがない」が42.5%、「夢がない理由がわからない」が25%となっております。

19ページでは最近の生活の満足度を聞いております。「10」が25.9%と最も高く、「8」が15.6%、「5」が15.1%でした。参考としてH市では「10」が23.6%、次いで、「8」が19.8%、「7」が14.8%でした。

24ページ問15で平日の学校から帰った後の過ごし方を聞いています。「テレビやYouTubeなどを見る」が67.9%と高く、次に「パソコン、スマホ、タブレットなど」が56.1%、「ゲーム」と「宿題や実習など自分でする勉強」がともに51.4%でした。生活困難度別でも、いずれの家庭でも「テレビやYouTubeなどを見る」が、最も高くなっています。

31ページ問17で、週にどのくらい食事をするか聞いています。朝食では、「毎日」が84.9%、続いて「週に5～6日」が5.7%、「週1～2日、ほとんど食べない」は5.2%でした。生活困難度別では、困窮度の高い層ほど「毎日」の割合が低くなっています。

32ページの夕食では「毎日」が97.6%、「週に5～6日」が1.4%と回答しております。

33ページの長期で学校が休みのときの昼食では、「毎日」が89.2%、次いで、週に3～5日が7.5%、週に3～4日2.8%となっております。生活困難度別では、困窮度の高い層ほど毎日の割合が低くなっています。

35ページ問19では、世話をしている家族の人がいるかどうかを聞いております。「いる」と回答した人が14.2%に対して「いない」が82.5%で、30人が誰かのお世話をしていると回答しています。参考として、K市では「いる」が19.9%、「いない」が80.1%となっております。生活困難度別では困窮度の高い層ほど「いる」の割合が高くなっています。

問20「お世話をしている人」では「兄弟や姉妹」が56.7%、次いで、「その他」23.3%、「お母さん」20%でした。

問21、お世話をしている理由は「幼いから」が46.7%、次いで、「親が仕事に忙しいから」が36.7%、「わからない・答えたくない」が23.3%でした。

問22では、どのようなお世話をしているか聞いております。「見守ってあげる」46.7%と高く、次いで、「話し相手」が33.3%、「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」が30%となっております。

43ページ問25で、どのくらいお世話をしているかを聞いております。「ほぼ毎日」が46.7%、続いて、「週に3～5日」20%、「週に1～2日」は6.7%でした。

問26で、どのくらいお世話をしているかを聞いております。「3時間以上」が20%、次いで、「30分以上、1時間より少ない」が16.7%となっております。

63ページ問30で、悩んだり困ったりしていることがあるかを聞いております。「今、悩んでいることはない」が40.6%、続いて、「勉強・成績のこと」が35.8%、「自分の将来や進路のこと」が35.4%でした。参考として、K市では「勉強」が53.7%と最も割合が高く、続いて「自分の将来」が45.1%、「自分の外見や性格」が35.3%でした。

71ページ問34で、悩んだり困ったりしていることを周囲の大人に相談するとしたら、どんな方法で話を聞いたり、相談に乗ってもらいたいか聞いております。「直接会って」69.3%、次いで、「SNS」と「メール」がともに6.6%、「その他」が5.2%でした。生活困難度別では、困窮度の低い層ほど「直接会って」の割合が高くなっております。

76ページ問36で、こどもの権利について知っているかを聞いています。「知っている」と「言葉だけは知っている」を合わせ66.7%、「全く知らない」が35.3%でした。

77ページ問37では自由記述欄を設けております。意見内容の内訳では「学校に関すること」、「遊び場などの確保に関すること」、「娯楽施設、商業施設に関すること」の意見が多くなっております。いただいた意見は別紙にそのまま記載しております。

続いて、保護者調査の結果をご説明します。78ページ問1ではお子さんの学年を聞いています。小学5年生が43.6%、中学2年生が55.7%でした。

問2で回答者について聞いております。「母」が63.3%、次いで、「父」が36%でした。生活困難度別では、困窮程度の高い層ほど「母」の割合が高くなっています。

89ページ問12では、お子さんが3～5歳のときの育児について聞いています。「幼稚園、認可保育所、認定こども園を利用」が89.4%、次いで、「幼稚園・認可保育所、認定こども園以外の通いの施設の利用」5.3%、「もっぱら親・親族が面倒見ていた」が4.9%でした。生活困難度別では、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が、困窮家庭で他の家庭と比べ高くなっております。

90ページ問13では、どの段階まで進学を希望するかを聞いています。「大学・大学院まで」が46.2%、「高校まで」が20.5%、「まだわからない」が19.3%となっております。参考として、K市では、「大学またはそれ以上」が62%と最も割合が高く、続いて、「短大・高専・専門学校」が21.1%、「高校」が8.4%となっております。生活困難度別では、困窮家庭では「高校まで」が最も割合が高く、周辺家庭と一般家庭最より高くなっております。

問14では、進学希望の「理由」を聞いております。「希望している」が最も高く、次いで、「一般的な進路だと思うから」、「こどもの学力から考えて」と続いております。生活困難度別の回答では、困窮家庭では「家庭の経済的な状況から考えて」が最も高く、周辺家庭と一般家庭では、「こどもが希望しているから」が最も高くなっております。

92ページ問15のこどもの教育にかかる費用の負担感では、1位から3位まで順位付けをする形で聞いています。「修学旅行費」が最も高く、次いで、「学用品・諸費

等」、「習い事にかかる費用」と続いております。生活困難度別に1位と選択した回答を見ますと、困窮家庭の「授業料」と「学用品、諸費等」が他の家庭と比べて高くなっております。

続いて問16、お子さんを将来希望する学校まで進学させるにあたって最も心配なことは「金銭的な負担」が56.4%、続いて「学力」24.6%、「進学先の選択」10.6%と続いています。生活困難度別では、困窮度の低い層ほど「学力」の割合が高い一方、困窮度の高い層ほど「金銭的な負担」が高くなっております。

108ページ問21で世帯全体の年間収入を聞いております。無回答を除き、「500万円～600万円未満」と「600万～700万円未満」がともに15.5%と最も多く、次いで「700万円～800万円未満」が8.7%、「350万円～400万円未満」が7.6%でした。

続く109ページ問22で、現在の暮らしの状況をどのように感じているかを聞いております。「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせると3.4%、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせると46.9%、「普通」は48.9%でした。

なお、令和3年におつ市こどもの貧困対策計画策定にあたり、今回同様、小学5年生と中学2年生の保護者に調査をしており、現在の暮らしの状況についても聞いておりました。それによりますと、「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせると11.8%、「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせると34.1%、普通は51.6%となっていました。

124ページ問25で、最近の生活の満足度を聞いております。「5」が22.3%と最も割合が高く、続いて「8」が18.2%、「3」と「7」が11.7%でした。生活困難度別では、困窮家庭では「8」以上の選択はおらず、一般家庭では「8」が最も高くなっています。

128ページ問28で、子育てに関する心配や悩みがあるかを聞いています。「勉強受験、進路のこと」51.9%、次いで、「経済的な負担」が38.3%、「学校生活のこと」が32.6%となっております。

140ページ問32で、現在、必要としていること、重要だと思う支援について聞いております。「こどもの就職・進学にかかる費用の援助」が58.7%、続いて「就学に必要な制服、文具等の学用品、クラブ活動などへの支援」45.1%、「地域でこどもが安心して遊んだり、交流できる場所」38.3%となっております。

142ページ問33で、こどもの権利の周知度を尋ねています。「知っている」と、「言葉だけは知っている」を合わせ78.1%、一方「全く知らない」が20.8%でした。

143ページ問34で自由記述欄を設けております。内訳を見ると「経済的なこと」、「学校に関すること」、「子育て、少子化対策に関すること」の意見が多くなっております。

続いて、こども・若者調査結果を説明いたします。146ページをご覧ください。問5で、最終学歴を聞いております。「高等学校」51.3%、続いて「大学・大学院」が23.7%、「専門学校」10.4%となっております。

続く問6で、現在の暮らしの状況をどのように感じているかを聞いております。「大

変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせ20.8%、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせ24%、「普通」は54.5%となっております。

続いて148ページでは、現在の仕事について聞いております。「正規の社員・職員・従業員」が47.1%、「学生・生徒」24%、「パート・アルバイト」8.8%となっております。

151ページをご覧ください。問9、自身にとっての居場所について、1位から3位まで順位付けをする形で回答していただいております。1位は「家庭」、次いで、「自分の部屋」、「職場・アルバイト先」と続いております。

152ページ問10では、普段の外出状況について聞いております。「仕事や学校で平日は毎日外出する」76%、次いで、「仕事や学校で週に3～4日外出する」が7.1%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」が6.2%でした。選択肢5～8と回答した人が39人おりましたが、続く問21からは、この39人を対象に質問しております。

問11では、現在の外出状況になってどのくらい経つのかを聞いております。「3ヶ月未満」が25.6%、次いで、「2年～3年未満」が15.4%、「1年から2年未満」が12.8%、「10年～15年未満」が10.3%となっております。

159ページ問14で結婚しているかどうかを聞いております。「結婚している」は43.1%、「結婚していない（離別または死別）」と「結婚していない（結婚したことがない）」を合わせ52.6%、「まもなく結婚する予定」3.4%となっております。

問15で「結婚したいと思っているか」を聞いております。「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」を合わせ53.9%、「したくない」と「どちらかといえば結婚したくない」を合わせ23.1%、「わからない・答えたくない」は20%でした。参考として、H市は、「いずれ結婚するつもり」67%、「一生結婚するつもりはない」が30.5%でした。

続く問16で、結婚したくないと回答した方を対象に、その理由を聞いております。

「一人の方が気楽だから」が最も高く、次いで、「結婚生活そのものが面倒、または大変そうだから」、「結婚しても別に困らないから」と続いております。参考にH市でも同様に質問した結果、むつ市と同様に、「一人の方が気楽だから」が最も高くなっています。

162ページ問17において、結婚を望む方が結婚しやすい環境を整えるために、市がどのような取り組みを行うべきかを1位から3位までの順位づけ形式で聞いております。「給料など雇用労働条件を改善する」が最も高く、次いで、「育児休暇や育児短時間勤務など夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」、「住宅に関する費用を支援する」と続いております。

164ページ問19で、理想とする数のこどもを持てると思わないと回答した方にその理由を順位付け形式で聞いています。「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高く、次いで、「仕事と子育ての両立が難しいから」「年齢的に妊娠・出産が難しいから」と続いております。

続いて165ページをご覧ください。問21で、子育てにかかる費用で自身が負担を感じている、または負担になると予想する項目を1位から3位の順位づけ形式で聞

いています。「大学にかかる費用」が最も高く、次いで、「食費」、「小・中・高校にかかる費用」と続いています。

166ページ問22では、最近の生活の満足度を聞いております。「8」の回答が16.6%と最も高く、次いで、「5」が16.2%、「7」が15.3%となっております。

177ページをご覧ください。問25において、今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったかどうか、または、現在そういった状況にあるかどうかを聞いております。「今までに経験があった」と、「どちらかといえばあった」を合わせて50.6%、「なかった」と、「どちらかといえばなかった」を合わせ41.1%となっております。

続いて、問26で、今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が「あった」、「どちらかといえばあった」と回答した方を対象に、このような状況に至った主な原因を1位から3位までの順位づけ形式で聞いております。「人付き合いが苦手、精神的・身体的な病気やけが、妊娠、何事にも否定的、勉強悩みや不安が相談できないなど、自分自身について」の回答が高く、次いで、「仕事、職場について」、「学校について」と続いています。

179ページ問27では、現在、自分自身について悩んでいることや困っていることがあるかどうかを聞いております。「将来のこと」が46.8%、続いて「家計のこと」が36%、「就職や職場のこと」が31.8%となっております。

182ページ問29では、問28で、困ったときに相談したり、悩みを話せる人が「いる」と答えた回答者を対象に、その相手が誰なのか聞いています。親が60.4%、次いで、「配偶者」が37.7%、兄弟姉妹が29.2%となっております。

184ページをご覧ください。問30(1)で、こどもまんなか社会の実現に向かっていると思うかを聞いております。「そう思う」と「まあそう思う」を合わせ16.8%、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせ30.6%、「どちらとも言えない」は50%でした。

続いて、問30(2)でこども政策に関しての自身の意見が聞いてもらえていると思うかを聞いています。「そう思う」と「まあそう思う」を合わせて10.7%、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせ34.5%、「どちらとも言えない」は51.9%となっております。

189ページ問32で、今後もむつ市に住みたいと思うかどうかを聞いております。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて44.8%、一方「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせ46.8%となっています。参考として、H市の調査では「そう思う」が72.9%、そう思わないが26%となっております。

続いて190ページ問33では、今後もむつ市に住み続けるために重要な項目について1位から3位までの順位づけ形式で聞いております。「就職先の選択肢が豊富であること」、次いで、「商業施設が充実していること」、「賃金が高いこと」と続いております。

191ページ問34で、むつ市にあれば、もっと若者が住み続けるまちになると思

	<p>うことなどについて自由意見を聞いております。意見内容の内訳を見ますと、「娯楽施設、商業施設に関すること」が半数以上を占め、「雇用・企業に関すること」「交通に関すること」などが多くなっています。</p> <p>198ページでは、子ども・若者への支援について、主にどんなことに取り組んでほしいかを1位から5位までの順位づけ形式で聞いております。「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が高く、次いで、「生活が厳しい子どもや家庭を支援する」、「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」と続いております。</p> <p>199ページ問41では、ヤングケアラーにあてはまると思うかどうかを聞いております。「現在、あてはまる」と「現在、あてはまらないが、かつて当てはまったと思う」を合わせ6.5%、「当てはまらない」が81.5%、「わからない」は12%となっております。参考として、M市では「現在、あてはまる」と「現在、あてはまらないが、かつてあてはまったと思う」を合わせ6.6%、「あてはまらない」の回答は83.3%となっております。</p> <p>200ページ問43に自由記述欄を設けております。内容の内訳を見ますと、「子育て支援について」、「子育て少子化対策に関すること」、「経済的なことについて」の意見が多くなっております。以上、一部ですが、集計結果を報告させていただきました。</p>
中村会長	<p>ありがとうございました。膨大な量がありましたが、ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。結構、経済的な問題ということと、それから私なんかはやはり子どもの権利があまり知られてないのだというところは思いました。委員の皆様方それぞれ職業とかお持ちなので、自分の思うところに関連したものでもいいかと思いますが何か質問はありますでしょうか。</p>
【案件2】 中村会長	<p>それでは質問はないようなので次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、案件2子ども計画における市の課題および施策の体系について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>子育て支援課の橋本です。よろしく申し上げます。それでは「案件(2)むつ市子ども計画における市の課題及び施策の体系」についてご説明させていただきます。まず、先ほど説明したアンケート調査、さらには、昨年度策定した、子ども・子育て支援事業計画及び、その基礎資料となるアンケート調査などから8つの課題を挙げました。</p> <p>まず、一つ目の課題ですが、(1)子どもの減少と多様なニーズに対応した教育・保育体制の整備・令和7年3月に策定しました第3期子ども・子育て支援事業計画からの課題を引き継ぐ形になっております。児童数の減少及び保育ニーズの高まり、母親の就業率向上、子育てへの意識の変化等対応できる教育、保育体制の整備として一つ目の課題を上げております。</p> <p>(2)子どもや子育て家庭への切れ目のない支援体制の整備として、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援、保護者やその家庭を含めた教育、福祉などの連携のも</p>

とに行われる重層的な相談対応、支援体制の整備や周囲に相談しにくい子どもに対する虐待やいじめ、ひきこもり、貧困等の諸問題、当事者が自覚を持ちにくいヤングケアラーについて、潜在的な課題を掘り起こし、関係機関が連携した包括的な相談や支援につなげていくことを二つ目の課題にあげています。こちらも、昨年策定した第3期子ども・子育て支援事業計画からの課題をそのまま引き継ぐ形になっております。

(3)子どもの居場所、親子が安心して活動できる生活環境の整備として、本資料の12ページ以降にも掲載していますが、未就学及び就学児童保護者からは遊び場へのニーズが最も多く聞かれていました。また、小学生を対象とした放課後児童クラブに対するニーズも高く、継続して親子が安心して活動できる公園等の施設、さらには防犯・交通安全対策の充実を三つ目の課題としてあげています。こちらも、第3期子ども・子育て支援事業計画からの課題を引き継ぐ形になっております。

(4)仕事と家庭の調和のとれた生活の確立として、一昨年に実施した子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、父親の育児休業率1割（正確には11%）となっており、母親の45%と比較するとまだ高いとは言えない状況であること。また、今回の子ども・若者調査において、結婚しやすい環境で市が行うべき取組では、「給料など雇用・労働条件を改善」の次に「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」が上がっておりましたので、子育て家庭で男女問わず家事や子育てに参加できるよう、調和のとれた働き方の促進や育児及び育児休業期間の経済的な支援、保育サービスの充実を子ども子育て支援事業からの継続課題として上げています。

(5)子育て家庭への経済的支援や育児負担軽減、この課題は、今回のアンケートで、至る所でニーズが高かった課題であったと感じています。また、一般家庭と比較し困窮家庭、周辺家庭の教科の理解度の差や遅刻、欠席などの学校生活、進学希望などにも経済的環境による影響も今回の子ども調査から見られるのではないかと考えられますことから、この課題を設定いたしました。

(6)困難を抱える子ども・若者・子育て世帯への支援として、児童虐待、不登校の近年の増加、また、調査からは一定のヤングケアラーに該当すると思われる子ども、引きこもりの若者なども確認されています。また、障がいのある子どもや発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加や包容が推進されていると「思わない」割合もまだ多くなっていることから、個々人のニーズや課題に合わせた丁寧な支援体制や教育・福祉などの更なる連携が必要であるとして、この課題を設定しています。

(7)若者にとって、今後も住み続けられる魅力あるまちづくりの支援、結婚に対して消極的な若者は約23%いることや、現実と希望する子どもの数との間にギャップがある若者は3割ほどいること、また、むつ市に住み続けたいと「思わない」と回答した人が住み続けたいと回答した人を若干上回っている現状がある。また、結婚しやすい環境整備や、むつ市に住み続けるため重要なことには就職先の選択肢が豊富であるが上位になっていることから、雇用環境の創出や若い世代が魅力を感じられるまちづくりが求められます。

(8)子どもや若者の声の社会への反映、こちらは、子どもまんなか社会の実現に向かっていると感じる子ども・若者の割合は約17%にとどまる一方、そう思わない割合は3

0%となっていることから、こどもの権利の理解を地域に浸透させていき、こどもの意見を聞き、こどもにとってもっとも良いことが何かを家族や地域全体で考えていくことが必要であり、また、アンケートからは「こども施策に自分の意見が聞いてもらえる」と「思う」と回答したのは約10%で、「思わない」35%よりだいぶ少なくなっていることから、こども・若者の声を施策に反映させる仕組みが求められます。

次のページをご覧ください。まず、再度の確認になりますが、むつ市こども計画は、こども基本法に規定する「市町村こども計画」であり、策定にあたっては国の「こども大綱」及び「青森県こども計画」を勘案し、本市におけるまちづくりの最上位計画である「むつ市総合経営計画」及び関連する各分野別の個別計画等との整合を図り策定することとなります。また、本計画には「市町村こども・若者計画」や「こどもの貧困対策計画」、少子化社会対策基本法に定める事項を含んだこども施策の総合的な計画となります。

また、他の自治体では既に「子ども・子育て支援事業計画」をこども計画に含むところも多いのですが、むつ市では令和12年、第2期こども計画から、「子ども・子育て支援事業計画」も含んだ計画を策定する予定としております。

次のページをご覧ください。ここには、こども計画の理念とスローガンとして載せております。理念としては『こどもと若者の一人ひとりの声をまんなかに、未来への希望がひらくまち』、スローガンとしては『こども・若者の笑顔と夢がひろがるまち むつ』としました。

このスローガンは、小学校4年生から高校生までのむつ市こどもの笑顔まんなかモニターに、こども計画のスローガンについてアンケートを実施して、なかでも回答が多かったものを採用しました。

ただ、2月に庁内次長級で構成するこども計画策定委員会で、現在、ちょうど、むつ市の最上位計画であります総合経営計画を策定しているので、その理念が定まってから決めた方が、形などを合わせる上でもいいのではないかという意見もあり、ここでは一応（仮）としております。そして、先週5日に示されましたむつ市の総合経営計画の基本理念と将来像が決まりましたので、その理念を踏まえた上で次回の会議で、再度、基本理念についておはかりする形にしたいと思いますのでご了承いただきたく思います。

次のページはむつ市こども計画の基本目標を掲載しております。先ほどの8つの課題から、基本目標を5つ設定いたしました。

基本目標Ⅰ安心してこどもを生み、子育てできるやさしいまちづくりのために

妊娠前、妊娠期、出産、子育て期まで、保護者の不安や負担を軽減し、必要な支援が切れ目なく届く体制整備、児童の減少やニーズの多様化を踏まえた保育サービス等の受け皿の確保や提供体制の最適化、職場環境や生活環境の充実、子育て支援サービスの情報発信を含め、子育てしやすい地域づくりを行うことを目的に基本施策として、

- (1)妊娠前～妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない子育て支援事業の推進
- (2)多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- (3)安心して子育てしやすい職場環境、生活環境などの充実
- (4)子育て支援サービスの充実と認知度の向上

また、各基本施策には、さらに、基本施策を細分化した、基本施策の方向または基本施策の視点をそれぞれに複数個、設定する予定です。例えば(1)妊娠前～妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない子育て支援事業の推進には、さらに基本施策を細分化した施策の方向または視点として①妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期までの保健、医療、福祉サービスの連携や②こどもの発育、発達、健康増進等の観点からの各種健診制度や各種相談の実施、③こども医療費の助成などの各種給付制度といった方向・視点、その上で各事業が位置づけられる骨子となります。骨子は次回の会議でお示しできたらと考えております。

基本目標Ⅱ こどもが健やかに学び、自分らしく成長できるように

こども一人ひとりが、安心して学び、遊び、挑戦できる環境を整備し、将来への希望を育む取組を進めます。多様な学びの場や居場所づくり、遊び場・公園等の環境整備を推進して、悩みや困難を抱えるこども・若者の支援体制の充実、教育・子育てに係る経済的負担の軽減に取り組むなど、誰もが自分らしく成長できる環境を目指しています。この目標に対する基本施策としては、

- (1)ひとり一人のこどもにあった適切な教育環境の整備
- (2)多様な学びの場や居場所づくり、遊び場等の環境整備
- (3)悩みや困難を抱えるこどもや若者への支援
- (4)子育て・教育に係る経済的負担の軽減

基本目標Ⅲ 若者が自分らしく、生きいきと活躍できるまちづくりのために

若者が地元で暮らし続けたいと思える魅力あるまちを目指し、就労・雇用環境の向上、将来の設計を描けるまちづくりの推進、結婚・出産・子育てを希望する若者が一歩を踏み出しやすい取組を充実し、暮らしと仕事の安定、ジェンダー平等の推進等により経済環境に左右されず、誰もが自分らしく能力を発揮できる地域づくりとしました。この基本施策として、

- (1)若者にとって魅力があるまちづくり
- (2)出産や子育てを希望する若者への支援
- (3)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- (4)若者の可能性を広げていくためのジェンダー平等の推進

基本目標Ⅳ すべてのこどもへのきめ細かな取組の推進のために

困窮世帯やひとり親家庭、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、障がい・医療的ケア等、さまざまな困難を抱えるこども・若者が、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備、関係機関が連携し潜在化しやすい課題を早期に把握し、相談支援窓口の機能強化により、支援が途切れない体制づくり、を目標としました。この基本施策としては、

- (1)困窮世帯やひとり親家庭への支援
- (2)こどもへの虐待防止対策と社会的養育の推進
- (3)ヤングケアラー等様々な困難を抱えるこども・若者への支援の充実
- (4)障がい児及び医療的ケア児等への支援
- (5)相談支援窓口の整備・充実

基本目標Ⅴ こどもの権利を保障したこども施策の実施のために

	<p>こどもの権利を地域に浸透させ、こども・若者が尊重されるまちづくりを進めます。また、安心・安全な生活環境を整備し、こども・若者が不安なく生活できる基盤を強化します。さらに、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映する仕組みを整え、「こどもまんなか」を実感できる市政運営につなげます。ここは国のこども大綱でも求められている部分となります。基本施策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)こどもの権利が尊重されるまちづくり (2)こども・若者にとって安心・安全なまちづくり (3)こども・若者の声を地域に反映させる取組 <p>これらの基本目標ⅠからⅢはこども大綱で謳われている各ライフステージの重要事項に合わせていますが、完全に合致するわけではなく、目安としてお示ししました。また、基本目標Ⅳと基本目標Ⅴは、こども大綱にあるこどものライフステージを通じた共通基盤として設定しました。</p> <p>次に、一番、最後のページ「こども計画策定のスケジュール」をご覧ください。2月の庁内会議と本日の会議において、課題、基本目標、基本施策といった施策体系の骨組みについて承認いただきましたら、事務局ではこの施策体系に紐付く、どのような「こども・若者施策」があるかの棚卸し作業を全庁各部署にお願いしたいと考えています。そして、次回の5月もしくは6月にずれ込むかもしれませんが、庁内の策定委員会と次回の本会議で、各目標に対する、KPIと具体的な施策を組み込んだ骨子案をお示しし、皆さまから、方針や施策に対する過不足などのご意見をいただければと思っております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
中村会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について何か質問や意見等ございませんか。</p>
小川委員	<p>課題1のところ追加の文章で、特定の子育て支援サービスの周知度が低いとありますが、具体的にどんなサービスの周知度が低くなっているのか。</p>
事務局	<p>具体的に周知度が低かったものとしては、ひとり親家庭に対する就労訓練給付金やこどもの権利窓口を含んだ権利事業等の周知度が低くなっておりました。</p>
福山委員	<p>教育委員会ですが、この課題と例えば8ページにある施策体系一覧の視点として、なにか、進学を支えるようなものがないのかなと感じました。</p> <p>高校・短大・大学など義務教育が終わったその先の進学について、アンケート結果から、課題に思われるご家庭とかあるのかなと思ったので。幸い、むつ市ではサテライト的なキャンパスなどあり、そういったところも視点に書いておくと、施策的にもそういったことが反映されていくのかなと思いましたので、今後検討していただければと思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。福山委員からご意見ありました進学を支えるための取り組みというところの視点は、確かに少し薄いのではないかと気がつきました。基本施策</p>

<p>中村会長</p>	<p>に加える形で検討したいと考えます。ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。確かに進学のところは経済的な負担もあり、それから自由記述でも、こどもたちが「宿舎みたいなものがあるといいな」みたいなのが書いてありました。</p> <p>その他皆さんいかがでしょうか今のような意見は非常に助かるかと思います。例えば医療のところではいかがでしょうか。産婦人科の医師が少ないと一般的には言われたりしますけど。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>産婦人科医は一時期減っていた時期があったのですが、県内では、今の教授になってから医局員自体は減ってはいないです。ただ分娩数が減ると、やはり分娩施設を集約しなければならないので、当然、分娩数が多いところに医者を多く集めていくという形にはなってくる。</p> <p>むつ市に来てまだ2年のため地域の状況はまだ良くは分かっていないが、今まで見てきたなかでは、むつ市から遠くの青森、八戸、弘前に平気で2時間かけて受診している方がいて、どうして遠くに行かなければならないのかと率直に思うのですが、こればかりはなかなか難しいところもある。また妊娠期に対する色々な国の補助等があるのですが、まだ、理解されていない方もいるので、公的な制度を周知していくということは必要ではないかと思います。</p> <p>本当に遠くまで、受診している方を是非、むつ市に戻したいと思っています。</p>
<p>中村会長</p>	<p>南部地方でも、第一子は頑張って産むが、二番目、三番目のときに、分娩場所が近所に無いので、わざわざ第一子を連れて遠くに出産のために行かないといけない、そんな理由から第二子、第三子の希望はあるが、実際的にはなかなか生めないという話も聞いたことがある。その辺も含めて考えられるといいかなと思います。</p> <p>それでは、おおむね、事務局の示した理念あるいは基本目標、基本施策などの施策の体系は、よくこちらの委員会です承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～異議なし</p>
<p>【案件3】 中村会長</p>	<p>それでは次の案件に移りたいと思います。案件3、保育提供体制の確保のための実施計画および整備計画について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>案件3の保育提供体制の確保のための実施計画および整備計画についてご説明いただきます。こども家庭課の大熊です。よろしく願いいたします。説明に先立ち、資料に訂正があります。資料3の1枚目、保育提供体制確保の実施計画および整備計画の資料の黒い□で囲まれた点の一つ目、利用者支援事業、保育コンシェルジュの補助率「かさ上げ」と記載がありますが、こちら正しくは「補助要件」となりますので修正をお願いいたします。それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>(1) 保育提供体制の確保のための実施計画とは、人口減少が進む中での保育機能の</p>

確保・強化に対応するため、地域によっては統廃合や規模の縮小、保育機能の多機能化等について進めていく必要があります。保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を受けるため、市町村ごとに「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成します。

財政支援を受けるには、「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成し、地域版こども・子育て会議等で承認を得るなど、市町村における意思決定を行った上で、都道府県に提出する必要があります。こちらは会議日程等の理由で事後の承認も含むとなっており、市も県への提出メ切が2月5日でしたので、既に提出済みとなっています。

(3) おつ市の希望する財政支援については、「①待機児童対策」、「②人口減少対策」、「③地域の課題に応じた保育提供のための対策」、「④こども誰でも通園制度の実施に向けた整備の支援」の4つの課題ごとに対象となる事業が異なりますが、おつ市では、「③地域の課題に応じた保育提供対策のための対策」において、国の交付金であります「子ども・子育て支援交付金」のうち利用者支援事業、特定型保育コンシェルジュと一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の補助を受けることを希望しています。

次に2. 整備計画について、就学前教育・保育施設整備交付金を活用するために、エントリーシートを提出することになります。第2回のこども・子育て会議で一度ご承認をいただきましたが、国から整備計画の様式が送付されたことから、再度必要性のご確認をお願いします。

次のページ令和7年度以降の保育需要と提供体制と書かれた資料をご覧ください。こちらは①就学前児童数と利用定員数（整備量）はサポートプランの数値を記載しています。②申込者数（保育ニーズ）の数値は、次のページにあります。つづいて「2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定」につきましては、定員増加を図る整備予定はありません。令和8年度30名、令和9年度55名、令和10年度30名の定員減少を行う予定となっております。次のページはこちらの定員減少の内容の詳細となっております。表の上側の①就学前保育施設整備交付金や保育所等改修支援事業交付申請を行う場合の表は、おつひまわり幼稚園の整備事業について掲載しました。

次のページ保育事業と提供体制における課題の資料は、財政支援を受けるための資料となります。(4)の1の①課題では、人口減少に伴い、児童数も減少している一方で、障がい児のみならず支援を必要とする児童が増加していること。また、保護者を対象に行ったアンケートの結果、教育・保育事業の利用意向の項目では、幼稚園35.9%及び幼稚園の預かり保育21.7%でしたが、受け皿となる幼稚園の園児数確保が厳しく、今後、幼稚園の存続が危うい状況となることです。②今後の取組内容ですが、障がい及び特性を持つ児童の受け入れの拡充や、保護者と関係機関の連携、幼稚園の園児確保のための支援となっています。

(4)の2財政支援につきまして、〈利用者支援事業（特定型）〉では、人口減少が著しいこと、また障がいや特性を持つ子の増加に伴い、地域との連携のため保育コンシェルジュの活用機会が増加しているため、〈一時預かり事業（幼稚園Ⅱ）〉は2歳児から幼稚園を利用することで、幼稚園の園児数確保に繋げるためとなっています。

続きまして、整備事業についてですが事前に A3 資料でお渡ししていましたが、細かくて見えづらいため、資料を拡大したものを改めてお渡ししています。就学前保育事業整備交付金を受けるためには実施予定の全ての整備計画のエントリーシートを提出します。その後、工事着手ごとに協議書の提出が必要であり施設の工事着手予定が 7 月のため第二回の提出時期に協議書を提出する予定となっています。施設は、幼稚園型認定こども園むつひまわり幼稚園、整備目的は老朽化による雨漏りによる屋根の葺き替え、壁、内装、床、天井の改築で、対象経費の実支出予定額は 165,974 千円 交付基準額は 82,987 千円 こちらは 2 か年度の整備計画となっていますので令和 8 年度は 41,493 千円となっています。③は定員の増減についてです。④の保育提供体制確保に関する実施計画の採択による補助率のかさ上げの適用ですが幼稚園型認定こども園の場合は補助率加算の項目がありません。国土強靱化中期計画につきましては、むつ市は策定済みですが、こちらの施設整備につきまして記載はありません。⑦令和 7 年度、令和 9 年度の 2 か年計画で完成予定が令和 9 年 9 月 30 日となっています。説明は以上です

中村会長

ありがとうございました。ページ数が書いてあると非常にありがたいと思いました。それと、文字も少し大きめにしていただけるとありがたいです。

これは以前、こども・子育て会議で写真等を見せていただきながら、実際的に雨漏りの状況などを確認し、そのようななかで承認をしていただいたものであったと思います。皆様から今の説明について、ご意見やご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。質問がないようなので次に行きたいと思います。

～異議なし～

【案 件 4】

中村会長

それでは次に案件 4 こども誰でも通園制度に係る代用計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

むつ市こども誰でも通園制度に係る代用計画について、こども家庭課の柳谷から説明いたします。資料 4 をご覧ください。まず、事業の概要についてご説明したいと思います。こども誰でも通園制度の正式事業名は、乳児等通園支援事業といえます。こちらの制度ですが、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育所等に通園できる仕組みとして創設されました。

むつ市では令和 7 年 10 月からの事業を開始しており、令和 8 年 4 月からは全国での実施となります。事業の対象となるこどもは、二つの要件があり、一つが 0 歳 6 か月から満 3 歳未満（3 歳になる前々日まで）のこどもであること、二つに、保育園や認定こども園に通っていないこととなります。利用方法については、国より二つの方法が示されています。一つ目が定期利用で、利用する曜日や時間帯を固定するなど、定期的に施設を利用する方法です。二つ目は柔軟利用で、曜日や時間を固定せず、柔軟に施設を利用する方法です。むつ市内の施設では、こどもの成長の観点から、定期

利用により事業を実施しています。利用可能時間及び利用料についてですが、利用可能時間は、国で月10時間が上限と定められており、むつ市内の施設では1回あたり2.5時間、1か月に4回の利用としています。利用料は、1回あたり750円、利用料の補助制度があり、申請により生活保護世帯は1回あたり無料、住民税非課税世帯は1回あたり300円となります。

ただし、施設により給食費等の自己負担が発生する場合があります。子ども・子育て支援事業計画におきまして、1 使用料の見込み、2 提供体制の確保の内容及び実施時期、3 教育及び保育等を一体的に提供する体制に関する事項、の三つを定めることとされています。

当市では子ども子育て支援事業計画において以下の様に定めるとされています。見込み量の確保の内容及び実施時期については市内6カ所の教育・保育施設において定員10人の受け入れ体制を確保することとしています。実施する6園において毎月0歳児が2人、1歳児と2歳児各4人計10人が利用するものと想定しています。

続いて表の方は、それぞれ0歳児、1歳児の見込み量確保の内容及び実施時期については計画されていますが、令和8年度からの全国実施にあたり追加された③教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項については計画がないことから、代用計画として別に定める必要があります。代用計画について定める場合、こども・子育て会議での意見聴取を行う必要があります。こども誰でも通園制度に係る代用計画について、追加で計画が必要となった③教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項について、以下の通り計画するものとします。

一つ目は、教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるとともに、教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。こちらは3歳に達するとこの事業を利用することができなくなります。多くの方は保育の事由がなくて通うことができないお子さん達で3歳になって教育認定を受けるような方が多いです。こちらの定員の確保と案内のところが必要になるというところで

二つ目は、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の間で、情報共有および相互連携ができる体制の整備を支援します。こちらは利用者の方が全員3歳までで同じ施設に入園するというのではなく、事業を実施していない施設にも受け入れできるような体制を支援していくというところです。こちらの代用計画につきましてはすくすくサポートプランむつの間見直しを実施する場合には統合することとします。最後のページについていますのが県に提出しました代用計画の様式です。説明は以上となります。

中村会長

それではただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

～意義なし～

【案 件 5】

それではまた関連します案件5に移りたいと思います。こども誰でも通園制度関わ

中村会長	<p>る確認について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>引き続き、説明の方させていただきます。資料5をご覧ください。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）につきまして、令和8年4月から全国での実施に伴い、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として給付事業となることから、事業の認可のほか、「特定乳児等通園支援事業者であることの確認」を受ける必要があります。こちらの確認において、こども・子育て会議において意見を聴取することとなっております。</p> <p>さき程の説明に加えまして実施方法の説明をしたいと思います。実施方法につきましては、国から二つの方法が示されております。</p> <p>一つ目は、一般型、こちらは事業に専従する職員を配置して、こどもの年齢毎に定員を定めて保育を行います。こちらは二つの方法があり、在園児合同型として、通常の保育を受けるこどもと同じ部屋で、合同で保育を行う方法と、専用室独立型として、事業専用の部屋を設けて保育を行う方法です。もう一つは余裕活用型、こちらが施設の保育定員の空き状況を活用して、在園児と合同で保育を行う方法です。おつ市では、こちらの実施方法は統一せず、施設の実態に合わせて選択式としました。</p> <p>また、実施時間や受け入れ年齢等は、現状の施設での受け入れ時間、年齢を基本として、施設ごとに検討をいただきました。令和7年度における実施施設を一覧に示しています。おつ市では令和7年度9施設で事業実施をしている状況です。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。こちらの施設に市から支払う給付費という形となります。こちらは令和8年度単価となります。基本単価1時間当たり0歳児が1,700円、1歳、2歳児が1,400円を加算、障がい児算定が600円、医療的ケア児の受け入れの場合は2,600円、要支援家庭のお子さんの場合は600円加算という形になります。</p> <p>もう一つ保護者支援面談加算について、こちら初回のみということで記載されていましたが国から追加で連絡がきて、初回のみでなく、毎月の実施で加算されるということになります。その他、初回利用に係る事前面談を実施することになっていますが、こちらの事前面談および事後面談に係るものとして、初回対応加算というものが追加で設置されることとなります。</p> <p>この他、減額された利用料の差額につきましては市が施設に支払いを行います。これらの委託料は、利用のあった月の翌月にこども家庭庁が運営するこども誰でも通園制度総合支援システムを利用して市に提供することになっております。</p> <p>続きまして、令和8年度の利用定員受け入れ可能枠についてです。基本的に令和7年度の施設と定員が引き続きになっていますが、変更点といたしまして、認定こども園こぼと幼稚園におきまして、受け入れ年齢を満2歳から1歳に拡大します。余裕活用型で事業を実施しておりました、よしのこども園につきましては4月時点において、0歳から2歳児の保育定員に達することから、令和8年度においては事業実施の見込みがないということで確認申請を行わずに事業を休止するというございます。こちらにつきましては定員受け入れ可能枠につきましては、0歳児は9、1歳児は11、2歳児は16の計36の受け入れ可能枠を確保することとなっております。</p>

	<p>続きまして、令和7年度の利用実績につきまして、10月から3月までの延べ認定者が0歳児4名、1歳児7名、2歳児2名、計13名となっております。10月から1月までの利用実績については、10月の利用は0、11月が実利用人数3名の実利用時間22.5時間、12月は同じく3名で25時間、1月が3名で利用時間が20時間となっております。</p> <p>最後に、利用定員の確認につきまして、子ども・子育て支援事業計画におきまして、市内6ヶ所の教育・保育施設、定員10名の受け入れ体制を確保することとしております。認可および確認において、この目標を上回る定員に受け入れ可能枠を申請していただいているところであり、利用者の選択肢が広がるということから、申請の通り承認をすることとしたいと考えております。今後につきましては、制度の対象となる方々への更なる周知とともに認定を受けている方の利用によりつなげるように努めていただいております。</p> <p>この後の資料は、認可の際に、こども・子育て会議に提出したものをそのまま掲載しています。説明は以上になります。</p>
中村会長	<p>それではただいまの説明についてご意見ご質問等はございませんでしょうか</p>
小川委員	<p>給付費の加算のところですが、障害とか言われて加算があるのは分かりますが、要支援家庭というのは、1人親家庭のことか、どんな家庭を言うのか。</p>
事務局	<p>こちらの要支援家庭というのが1人親家庭ということではなく、市として支援が必要だということで認定をしている家庭のお子さんを預かる時に、より手厚い支援が必要だということで加算ができることとなっております。</p>
小川委員	<p>それは園の方で市の方に問い合わせ把握するということになるのか</p>
事務局	<p>こちらの認定は、市で利用認定を行う際に支援に入っている担当部署に確認をとり、認定した上で、園の方が受け入れるというような流れになっております。</p>
小川委員	<p>例えばどういう家庭だと要支援家庭になるのか</p>
事務局	<p>ただ今、こども家庭課から要支援の家庭の説明ありましたが、具体的に要支援家庭についてですが、子育て支援課で要保護対策地域協議会の事務局を持っており、または要保護対策地域協議会に登録していなくても、支援が必要なケースということで位置付けているご家庭があります。そういうケースをこども家庭課が確認したうえで、要支援家庭として位置づけていることとなります。</p> <p>具体的にどのようなケースかといいますと、親御さんから虐待を受けているケース若しくは困窮家庭等で、関係機関での連携した支援が必要なケースに関しては、要保護対策地域協議会に登録若しくは登録しなくても私達の方で支援が必要なケースとして認定しています。</p>

【その他】	
中村会長	<p>他に何かありますか。それでは最後になりますけれども、その他として委員の皆様から何かございませんでしょうか</p> <p style="text-align: center;">～意見・質疑なし</p>
中村会長	<p>事務局の方から何かございますか。</p>
事務局	<p>はい事務局の方から2点ほど連絡させていただきます。次回の会議の予定についてですけれども、5月後半から6月に入る頃に予定しておりますので、事前に皆様の方にご案内したいと思います。次回の会議では計画の骨子を、先ほど皆様からご承認いただき政策の体系に基づいて、庁内のこどもに関連する事業を棚卸ししまして、お示しできればなと思っておりました。また、今は3月の人事異動の時期となっております。もし委員の皆さまのなかに、異動等で会議委員の継続が難しくなった等の事情がありましたら子育て支援課の橋本までご連絡いただければと思います。事務局からは以上です。</p>
中村会長	<p>他になにかありますかでしょうか。なにもなければこれで議長を降りさせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
事務局	<p>中村会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第3回むつ市こども・子育て会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p> <p>(終了)</p>